

貯蓄預金規定(個人限定)

1. (預金契約の成立)

当金庫は、お客さまから貯蓄預金（以下、「この預金」といいます。）に係る当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときに当該預金に係る契約が成立するものとします。

2. (取扱店の範囲)

この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しできます。

ただし、当店以外での払戻しは、あらかじめ当店で通帳所定欄に押捺された印影と届出の印鑑との照合手続きを受けたものに限りません。

3. (証券等の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。
- (2) 手形要件（特に振出日、受取人）、小切手要件（特に振出日）の白地は、あらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- (4) 手形・小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立に際しては、店頭表示の代金取立手数料をいただきます。

4. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には為替による振込金を受入れます。ただし、この預金口座の名義人より、当該振込みに係る入金拒絶の申し出がある場合には、入金を受入れをせず、資金を振込人に返却します。また、この預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後）の振込金は、入金を受入れをせず、資金を振込人に返却します。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

5. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は受入店で取立て、不渡り返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は、直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともにその金額を貯蓄預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに限り、その証券類について権利保全の手続をします。

6. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) 前二項の規定にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。

7. (自動支払い等)

この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。また、この預金口座を給与・年金・配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することもできません。

8. (利息)

この預金の利息には、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。以下同じ。）1,000円以上について付利単位を100円として、店頭に表示する毎日の金額階層区別の利率によって計算のうえ、毎年3月と9月の当金庫所定の日にこの預金に組み入れます。なお、利率は金利情勢に応じて変更します。

9. (未利用口座管理手数料の取扱いについて)

- (1) この預金が、別途定める未利用口座となった場合には、当金庫は預金口座から払戻請求書等によらず、別途定める未利用口座管理手数料の引落しを開始できるものとします。
また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座（残高が0円の口座を含みます）については、残高を未利用口座管理手数料として充当し、通知することなく、当金庫所定の方法により、解約することができるものとします。
- (2) 一旦引落しとなり、当金庫が受領した未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。
また、解約された預金口座の再利用はできません。

10. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、ホームページまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

この預金には、本規定のほか、「預金等共通規定」が適用されるものとします。

以上
令和4年7月1日改正